

水俣市農畜産物生産資材価格高騰対策支援金交付要綱

令和8年7月14日告示第75号

水俣市農畜産物生産資材価格高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中東情勢の不透明さが続くなか、原油価格や肥料、飼料、農薬など様々な生産資材等の価格高騰により大きな影響を受けている農畜産業者に対し、水俣市農畜産物生産資材価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、水俣市補助金等交付規則（昭和62年規則第10号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(支援金の交付対象となる者)

第2条 この支援金の交付対象となる農業者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に定める要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和8年4月1日現在で農畜産業を営んでおり、事業を継続する意欲を有する者
- (2) 令和8年4月1日現在で水俣市内に住所を有する者又は水俣市内に本社を置く法人であって、自ら農畜産物を生産し、令和7年分の農畜産物販売金額（仕入販売金額を除く。以下同じ。）が50万円以上の者、若しくは水俣市内に住所を有する認定新規就農者
- (3) 令和7年分の税務申告を行っており、市税について滞納がない者
- (4) 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）又はその法人の役員が、水俣市暴力団排除条例（平成23年条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有している者ではなく、これら反社会的勢力から出資金等資金提供を受けていないこと。

(支援金の額)

第3条 この支援金の交付額は、令和7年分の税務申告で申告した次に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の合計額に100分の10を乗じて得た額（上限額は10万円とし、1,000円未満を切り捨てる。）とする。

- (1) 肥料費
- (2) 飼料費
- (3) 農具費
- (4) 農薬・衛生費
- (5) 諸材料費
- (6) 動力光熱費

2 支援金の交付は、1交付対象者につき1回限りとし、予算の範囲内で交付するものとする。

(支援金の交付申請及び請求)

第4条 申請者は、水俣市農畜産物生産資材価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式

第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書(様式第2号)
- (2) 本人確認書類の写し(写真付き身分証明書。法人の場合は定款や登記事項証明書等の写し)
- (3) 令和7年分の税務申告書等の写し(法人の場合は直近年の事業年度に係る税務申告における農畜産業の経費がわかる書類の写し)
- (4) 市税の滞納のない証明書
- (5) 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し(通帳の表面と1～2ページの見開き)
- (6) その他市長が必要と認める書類
(支援金の交付決定及び額の確定)

第5条 市長は、申請書を受理したときは、当該申請に係る書類及び聞き取り等による調査を行い、適当と認めるときは支援金の交付を決定し、支援金額を確定するものとする。

2 前項の規定による交付決定及び額の確定の通知は、水俣市農畜産物生産資材価格高騰対策支援金交付決定及び確定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(実績報告)

第6条 支援金の交付に係る実績報告は、第4条に規定する交付申請によりなされたものとみなす。

(支援金の返還等)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは支援金の交付を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。なお、前条の支援金額確定通知を行った後においても同様とする。

(1) 虚偽その他不正な行為により支援金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が必要と認めたとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年7月14日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。